

市役所からの お知らせ

仙北市ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>

総務課 ☎ 43-1111
 田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1115・43-1147
 角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309
 西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200

田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351
 神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352
 桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001
 上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

「せんぼくふるさとマイスター」大募集 ～あなたの技や知恵を仙北市の財産に～

身近な技や知恵が失われつつある今、仙北市では卓越した技術や技能をもつ市民を「せんぼくふるさとマイスター」に認定し、その技術の継承や後継者の育成を図るための活動を支援します。

自薦、他薦を問わず、たくさんの匠（マイスター）の応募をお待ちしています。

- 応募要件／
 - ①仙北市に1年以上住んでいる方
 - ②技や知識が一般に比べ優れていること
 - ③技の継承に意欲があり、継続的に活動できる方
- 応募方法／自薦・他薦に関係なく、所定の推薦書により応募してください。
 推薦書は、持参、FAX、郵送、電子メールで商工課へ随時提出してください。（推薦書は、市役所のほか、市ホームページに準備しています）
- 調査・選考／推薦書の提出を受け、調査・選考を行います。
- 認定／調査・選考後、認定者を発表します。（毎年度10人認定予定）
 認定者には報奨金1万円と認定証を授与するほか、広報・ホームページで広くPRします。
- 継承活動の支援／マイスターが行う継承活動等へ報奨金を支払います。
- 問合せ・応募先／
 観光商工部 商工課
 せんぼくふるさとマイスター担当
 〒014-0318 仙北市角館町中町36 中町庁舎
 ☎ 43-3351 FAX 54-4102
 E-mail : shoko@city.semboku.akita.jp

仙北市住宅整備資金貸付事業のご案内

仙北市では、次の貸付事業を行っています。

- ① 65歳以上の高齢者と同居する親族の方で、高齢者の専用居室等の整備を必要とする方への貸付
- ② 障がい者の方または障がい者と同居する親族の方で、障がい者向けに居室等を増改築または改造することを必要とする方への貸付（本事業では、身体障害者手帳1級から4級または、療育手帳「A」に該当する方が対象となります）

【貸付内容】

- ◆対象者：自力で整備を行うことが困難な方
- ◆限度額：1戸あたり150万円
- ◆貸付利率：政府資金の貸付利率
- ◆措置期間：2年以内（この間、利息のみ償還）
- ◆償還期間：措置期間経過後8年以内
- ◆償還方法：元利均等半年賦（9月、3月）等
- ◆延滞利息：償還期間を経過した日から年10%の割合を乗じて計算
- ◆提出書類：申請者、保証人の所得に関する証明他
- ◆貸付日：整備完成後
- ◆保証人：仙北市内に居住する家族以外2人
- ◆その他：事前に計画書の提出をお願いしています。

- 問合せ／
 【高齢者担当】長寿支援課 長寿いきがい係
 ☎ 43-2281 FAX 47-2116
 【障がい者担当】社会福祉課 障がい福祉係
 ☎ 43-2288 FAX 47-2116

平成24年度仙北市高齢者輝き表彰 いきいきと活躍されている方を 推薦してください

仙北市では、明るい社会づくりの一環として、様々な分野で社会参加され、いきいきと活躍されている高齢者を地域の小学校で行われる学習発表会の場で表彰します。

自薦他薦を問いませんので、ふるってご推薦ください。

- 表彰の対象となる方／
 - ①平成24年9月15日現在65歳以上の市民または、市に関係のある個人
 - ②市民の模範となる善行や明るい社会づくりに貢献した方など
- 【社会参加の主な例】
 地域の行事、高齢者支援、子育て支援、交通安全、環境保全、環境美化、防災・防火、防犯、家業、就業、生産、企業団体経営、教育、芸術、文化、健康・スポーツ、趣味、行政、ボランティア
- 推薦の期間／6月1日（金）～6月29日（金）
- 推薦の方法／長寿支援課、各地域センターほか窓口へ備え付けの推薦用紙にご記入のうえ、ご提出ください。（推薦用紙は、市のホームページからもダウンロードできます）
- 受賞者決定の連絡／8月中に表彰予定者ご本人へお知らせします。
- 問合せ／長寿支援課 長寿いきがい係
 ☎ 43-2281 FAX 47-2116



平成24年8月1日から 福祉医療制度（乳幼児）の対象者が 小学生まで拡充されます。

～小学生のいる世帯へ
現況届の提出をお願いします～

平成24年8月1日から福祉医療制度（乳幼児）の対象者が小学生（小学校終了年度の3月31日までの間にある児童）までに拡充されます。

市民課では、7月下旬に実施する福祉医療費受給者証の申請・交付手続きの基となる世帯の現況を確認するため、新たに対象となる小学生のお子さんがある世帯（現在、受給者証をお持ちの小学生がいる世帯を除く）を対象に世帯現況届の提出をお願いします。

現況届の内容は、対象となるお子さん、申請者、配偶者、対象者の保険証の状況等を記入していただくものです。

また、平成24年8月1日から秋田県の福祉医療制度の所得制限の限度額が変更になることから、世帯の中に平成23年12月31日時点で16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合は、扶養親族に関する申立書の提出もお願いします。

- 「世帯現況届、扶養親族に関する申立書」の提出方法／5月末から6月初めに対象者の父母（申請者）あてに現況届、申立書（16歳以上19歳未満のお子さんがある世帯のみ）を郵送いたしますので、記入のうえ、同封の返信用封筒で市民課国保年金係に返送してください。
- 提出期限／6月15日（金）
 提出が遅れたり、提出いただけない場合は、7月下旬の受給者証申請手続きの際に聞き取り調査および必要書類の提出をお願いするため、交付が遅れることがあります。
- 問合せ／市民課 国民年金係 福祉医療担当
 ☎ 43-3307

デマンド型乗合タクシー（西木南部地区）運行ガイドをご確認ください

3月16日、西木南部地区に配布させていただいた「ご利用ガイド」の運行ダイヤについて、一部訂正となっています。チラシをおって配布したところではございますが、今一度手持ちの運行ガイドをご確認のうえ、修正くださいますようお願いいたします。

【時刻訂正掲載】

第11便（西明寺行き）と第12便（角館行き）をそれぞれ20分繰り下げます。

(例)	(変更前)	(変更後)
第11便 角館町内 発	15:40	→ 16:00
第12便 鎌足 発	16:20	→ 16:40

- 問合せ／企画政策課 ☎ 43-1112 花場タクシー ☎ 53-2131

仙北市安全・安心メールにご登録ください！

- 空メールで簡単登録！
toroku@anshin.city.semboku.akita.jp へ空メールを送信してください。返信されるメールの内容に従って本登録を行ってください。
- 問合せ／総合情報センター ☎ 43-3339



4